

王滝村特定事業者募集要領

王滝村において、プレミアム付地域商品券（以下「商品券」という。）を扱う事業者（以下「特定事業者」という。）を下記により募集します。

（登録資格）

- 1 王滝村において、特定事業者として登録できる者は、王滝村内に営業所・事業者等があり、恒常的に現金での取引があること。

（申 込）

- 2 特定事業者としての登録を行おうとする者は、特定事業者登録申込書（第1号様式）に、必要事項を記入の上、平成21年4月6日から平成21年4月13日までに村長に申し込むこととする。

（登 録）

- 3 村長は、前項の規定により申し込みのあった事業者が登録資格を有するか否かを確認し、登録資格を有すると認めるときは、当該事業者に対し特定事業者登録証明書（第2号様式）を交付する。

（商品券の取扱い）

- 4 特定事業者は、商品券を持参した者（購入した本人又はその代理人に限る。）に対し、券面記載額相当の物品の販売、貸付け又は役務の提供を行う。

（換 金）

- 5 前条の規定により商品券を取得した特定事業者は、使用済商品券を持参し、特定事業者換金請求書（第3号様式）を添えて、換金を申し出るものとする。この場合において、換金の申出期限は平成21年10月30日までとする。

（責 務）

- 6 特定事業者は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 特定事業者であることが村民に分かるよう、見やすい場所に村が交付するステッカーの掲示を行うこと。
 - (2) 通常の注意をもってすれば偽造されたものと分かる商品券又は大量に持ち込まれる商品券等不正に使用されていることが明らかな場合は、受け取りを拒否すること。この場合において、その事実を村長に通報すること。
 - (3) 商品券を受け取った場合は、再流通を防止するため、券の一部を切り取った上、券裏面に自らの印を押印すること。

(交換、譲渡及び売買の禁止)

7 特定事業者は、商品券の交換、譲渡又は売買を行ってはならない。

(登録の取消し)

8 村長は、特定事業者が、本要領に違反する行為を行った場合は、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

(委 任)

9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

第 1 号様式

特 定 事 業 者 登 録 申 込 書

平成 年 月 日

王滝村長 様

商号又は事業所名

住所

代表者名 印

電話番号

王滝村プレミアム付地域商品券取扱事業者として登録したいので、下記により申請します。

記

1 業種又は取扱品目

(該当する業種を○で囲んでください。その他の場合はカッコ内に具体的に記入してください。)

小売業 ・ 飲食業 ・ サービス業 ・ 宿泊業 ・ その他()

2 換金振込先

金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合・農協			本店・支所(所)
口座番号等	普通・当座	口座番号		
口座名義人				

※ 以下役場で使用しますので記入しないでください。

受付印	受付番号	担当者

第 2 号様式

登録第 _____ 号

特 定 事 業 者 登 録 証 明 書

会社名(屋号):

代 表 者:

所 在 地:

上記の者は、王滝村プレミアム付地域商品券に係る特定事業者であることを証明する。

平成 年 月 日

王滝村長 瀬戸 普 印

特定事業者は、王滝村プレミアム付地域商品券(以下商品券)を持参した者に対し、平成21年8月31日まで、券面記載相当額の物品の販売及び貸付または役務の提供を行うことができる。ただし、特定事業者は次の事項を遵守すること。

- (1) 特定事業者であることが村民に分かるよう、見やすい場所に村が交付するステッカーの掲示を行うこと。
- (2) 通常の注意をもってすれば偽造されたものと分かる商品券の場合は受け取りを拒否し、その事実を村長に通報すること。
- (3) 商品券を受け取った場合は、再流通を防止するため、券の一部を切り取った上で、券裏面に自らの印を押印すること。
- (4) 特定事業者は、商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。

※上記事項に違反する行為を行った場合は、当該特定事業者の登録を取り消す場合もあります。

第 3 号様式

特 定 事 業 者 換 金 請 求 書

平成 年 月 日

王滝村長 様

王滝村プレミアム付地域商品券(利用済みのもの)について、次のとおり換金を請求します。

登録番号(登録証明書に記載)			
商号又は事業所名			
住所			
代表者名			印
額面	枚数	請求金額	
1,000 円	枚		円
500 円	枚		円
合計	枚		円